



広報

宮田用水

No.49

発行所 宮田用水土地改良区
〒492-8211
愛知県稲沢市稲沢町北山178番地
電話(0587)32-4151(代表)
FAX(0587)21-7027
<http://www.miyatayousui.or.jp/>
発行人 理事長 恒川 宣彦
編集 庶務課



春の大江川（一宮市）



目次



- ごあいさつ 2
理事長 恒川宣彦
- 新年度を迎えて 3
愛知県土地改良事業団体連合会 会長 中野治美
- 土地改良区と地域の今後の姿 4
新濃尾農地防災事業所 所長 森山信弘
- 国営総合農地防災事業新濃尾二期地区
の実施状況 5
- 通常総代会議案、永年表彰 6

- 平成28年度予算 7
- 財務状況の公表 8
- 平成28年度賦課金・決済金について 10
- 平成28年度取水計画表 12
- 総代選挙のお知らせ 13
- 県営事業実施状況 14



◎受益面積及び組合員数

(平成27年11月1日現在)

市 町 名	一宮市	稲沢市	津島市	名古屋市	清須市	愛西市
受益面積 (ha)	1,784.7	1,894.8	407.0	465.3	129.4	139.5
組合員数 (人)	9,460	7,482	1,201	2,090	979	513
市 町 名	北名古屋市	あま市	蟹江町	大治町	計	
受益面積 (ha)	6.7	728.6	99.3	84.3	5,739.6	
組合員数 (人)	82	3,337	608	588	26,340	



ごあいさつ

宮田用水土地改良区

理事長 恒川 宣彦

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃は、当改良区の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の農業・農村を取り巻く状況は、高齢化、担い手不足に加え、地域活力の低下などの課題が山積しております。このような中で、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。これは、農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理や、都市化・混住化が進行する農村地域において、安定的な農業経営を実現するための農業水利施設等の耐震化等の施策を実行するとされており、昨年6月に閣議決定した「骨太の方針」では、初めて土地改良の一層の推進が位置付けられました。それを受けるかたちで、国の農業農村整備事業関係予算は、平成27年度補正予算と平成28年度当初予算とも高い伸び率となり、今後の事業推進に大きな期待を寄せているところです。

次に、今年度の通水状況ですが、犬山頭首工からの取水をすでに開始しております。受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしますが、与えられた取水量には限りがあり、ほぼ全域で時間割による「番水制」を実施しなければなりません。組合員の皆様には大変なご苦勞と不自由を強いることとなりますが、何卒ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

今年3月7日に通常総代会を開催しました。平成28年度予算案を始めとする14議案を可決成立させていただきました。大変厳しい財政状況の中ではありますが賦課金におきましては据え置きとし、引き続き経費削減に努力してまいります。平成28年度一般会計収支予算は、総額6億7,929万円で、対前年度比113.3%、額にして7,952万円余の増額となっております。施設の老朽化に伴う修繕工事を補助事業を活用して行うことによる増額が主な要因ですが、どれも必要性のある施設であり、やむを得ないことと考えております。

次に、国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」の進捗状況については、昨年度、用排分離された導水路で初めて1シーズン通水しましたが、大きなトラブルもなく終えることができました。今年度は2年度目となる水管理システムの更新工事をしていただき、来年度より新しい操作卓による水管理が始まることとなります。

県営土地改良事業では、老朽化が進み、漏水が頻発する用水管を更新する事業の立ち上げを目指すなど4事業6地区について、関係機関と連携しながら継続・実施してまいります。

最後に、今年は、役員（理事・監事）及び総代の交代の年でもあります。そういう意味からも大変重要な年となります。組合員の皆様と役職員力を合わせて運営に全力を挙げていきたいと思っております。組合員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新 年 度 を 迎 え て

愛知県土地改良事業団体連合会
会 長 中 野 治 美



風薫る心地のよい季節となりましたが、恒川理事長はじめ組合員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、土地改良事業の推進に格別なご支援、ご協力を頂き、心から厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、本県は、全国有数の土地改良先進県として、農業生産を支える基盤づくりと、多面的機能の発揮により県民の生活環境を支える重要な役割を果たし、発展してきたところであります。

さて、国の平成28年度農業農村整備事業関係予算は、3,820億円で、4年連続の増額となり、対前年度比106.5%、昨年12月18日に成立しました平成27年度補正予算の990億円を含めると、対前年度比134%となっております。特に今年度は、恒川理事長はじめ、県内各地域からも、関係国会議員や農林水産省・財務省へと要請活動に何度も足を運んでいただいたことも、この予算獲得につながった大きな要因の一つと考えております。

しかしながら、土地改良施設の老朽化による機能低下や担い手の減少などの問題は、待ったなしの状況に変わりなく、農業生産基盤の整備という枠内での影響に留まらないということを、広く県民に理解して頂かなければなりません。

貴地域は、農業者と非農業者の混住化が進む都市近郊地域である中、地域住民と一緒に、大江川の清掃などの活動を長年継続されておられますことも、県内の土地改良区に対して、農業の持つ多面的機能を含め、住民の理解を深めるために実践されていることを併せて紹介して参りたいと思っております。

宮田用水は、四百年もの間、尾張平野を潤し続け、尾張地域の農業を支え続けている貴重な用水であります。本会といたしましても、施設の機能を回復させるために進めておられます新濃尾二期地区宮田導水路改修工事を始め、現在実施中の各種土地改良事業が着実に進捗すること、そして、施設の維持管理等の問題についても「闘う土地改良」を旗印に、貴土地改良区と一体となって国・県等の関係機関に対し、積極的に働きかけて参ります。

終わりに、伝統ある貴土地改良区が江戸時代から脈々と受け継がれた農業用水を維持管理されてこられ、“都市との共生”を図りながら、地域に大きく寄与される土地改良区として、ますますご繁栄されますようお祈り申し上げます。ご挨拶といたします。



土地改良区と地域の今後の姿

新濃尾農地防災事業所

所 長 森 山 信 弘

宮田用水土地改良区の組合員の皆様には、日頃より、国営事業の推進につきまして多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国営新濃尾土地改良事業は、平成10年12月に事業所を開設し、事業に着手して以来、順調に進捗してまいりました。新濃尾（一期）地区で改修しました大江排水路については、適切に管理していただき、農業生産や農業経営の安定、地域の安全・安心に寄与しているところであります。

平成26年度には、土地改良区の皆様を始め、扶桑町、江南市並びに一宮市の皆様にご協力いただき、全体9.8kmの用水路改修を概ね了し、平成27年度より、用排水分離された水路による通水が実現されました。

平成28年度予算につきましては、皆様のご支援により27年度補正予算と合わせて22億円の予算を確保することができました。今年度の宮田導水路の主な工事は、導水路末端部の補強工事を行うとともに、昨年度から継続して実施している水管理システム工事を完成させる予定としています。

また、本年1月には、宮田用水土地改良区において、「宮田用水地域と改良区の今後を考える」と題したワークショップを実施し、事業所の職員と共に参加させていただきました。ワークショップの進行役として参加された一般社団法人地域環境資源センターの太田相談役からは、土地改良区の本来業務は農地に用水を届けることであるものの、土地改良区の存続には地域農業の継続が不可欠であることから、土地改良区としても地域農業振興に向けた新たな取組が必要であること、また、新たな取組を行うには日常業務の軽減が必要との指摘がありました。

ワークショップでは、改良区職員の方々より、かんがい期の用水管理等に関する問合せ対応に苦慮されているとの実情を伺いました。宮田用水土地改良区では、約2万6千人の組合員と5,700haを超える農地を対象とされていることもあり、番水制による緻密な用水管理が不可欠となっております。水路の改修を行っている当事業としても、木曾川で取水した用水が、無事に水田まで届くことで事業の効果が発現されることとなります。土地改良区による用水管理が効率的に実施されるよう、組合員の皆様におかれましても引き続きご協力をお願いいたします。

土地改良区の業務を効率的に進めていくためには、非組合員の方々も含めて、土地改良区の業務を理解いただくことが重要となります。事業所と致しましても、農業や農業用水の大切さ、土地改良区の役割等について地域の皆様のご理解をいただくために、土地改良区が実施する田んぼの環境学習会への参加、水路の清掃活動を行うクリーン作戦、事業所広報誌「リフレッシュ濃尾用水」の発行等を通じて、引き続き土地改良区と連携を図りながら、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、宮田用水土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げますとともに、引き続き新濃尾土地改良事業の推進にご支援賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶と致します。

◇ワークショップ「宮田用水地域と改良区の今後を考える」◇



ワークショップ実施状況の様子



大雨時にゲートの開放を行う職員

平成28年1月に太田相談役（一般社団法人地域環境資源センター）進行のもと、ワークショップを開催しました。また、ワークショップで改良区職員から話のあった番水制による用水管理状況です。

◇国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の実施状況(宮田導水路)◇



逆潮樋門
宮田導水路
江南市内御囲堤逆潮樋門：改修前



逆潮樋門
宮田導水路
左写真 同場所 改修後

江南市中般若地区で木曾川から宮田導水路への逆流防止を目的とした水門設備等の改修工事を行いました。



宮田用水中央管理所敷地内において、各幹線水路へ用水供給するための取水樋門としてゲート製作・据付工事を行いました。

○平成28年度工事予定



平成28年度は江南市地内において宮田導水路側水路の蓋掛け工事を行います。
周辺住民の皆様には、工事期間中の交通規制等、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎通常総代会議案

平成28年3月7日開催の通常総代会で次の各議案が審議可決されました。

- 第 1 号 議 案 平成28年度県営土地改良施設耐震対策事業について
- 第 2 号 議 案 平成27年度一般会計収支補正予算について
- 第 3 号 議 案 平成27年度決済金特別会計収支補正予算について
- 第 4 号 議 案 土地改良施設維持管理適正化事業の実施について
- 第 5 号 議 案 平成28年度組合費の賦課徴収方法とその時期の制定について
- 第 6 号 議 案 平成28年度一般会計収支予算について
- 第 7 号 議 案 平成28年度工事施行について
- 第 8 号 議 案 平成28年度一時借入れについて
- 第 9 号 議 案 平成28年度取引金融機関について
- 第 10号 議 案 平成28年度決済金の賦課徴収方法とその時期の制定について
- 第 11号 議 案 平成28年度決済金特別会計収支予算について
- 第 12号 議 案 平成28年度職員退職給与特別会計収支予算について
- 第 13号 議 案 平成28年度発電事業特別会計収支予算について
- 第 14号 議 案 事業費積立基金運用について



平成28年3月7日開催 通常総代会で
議長を務める浅野総代



平成28年3月7日開催 通常総代会

永年勤続者表彰

○治水委員として長年事業の推進に尽くした功績大なるものと認められ表彰されました。

治 水 委 員 野 田 竜 樹 (15年) 平成28年3月7日表彰

○職員として長年事業の推進に尽くした功績大なるものと認められ表彰されました。

総 務 部	部 長	30年	柴 田 泉	平成28年3月7日表彰
徴 収 課	課長補佐	20年	杉 村 央 行	平成28年3月7日表彰
用 排 水 課	課長補佐	20年	富 田 眞 司	平成28年3月7日表彰

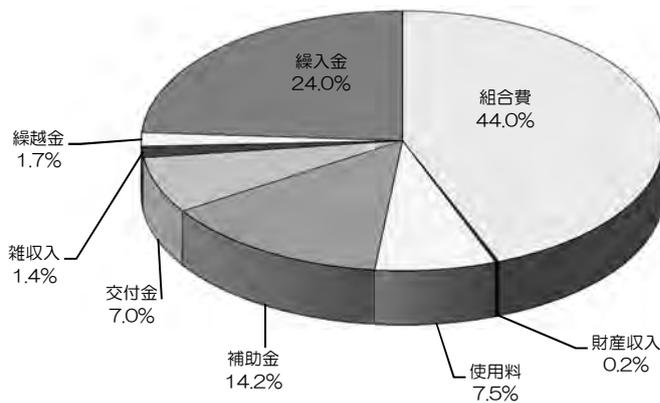
◎平成28年度予算

通常総代会で議決された本年度予算は次のとおりです。

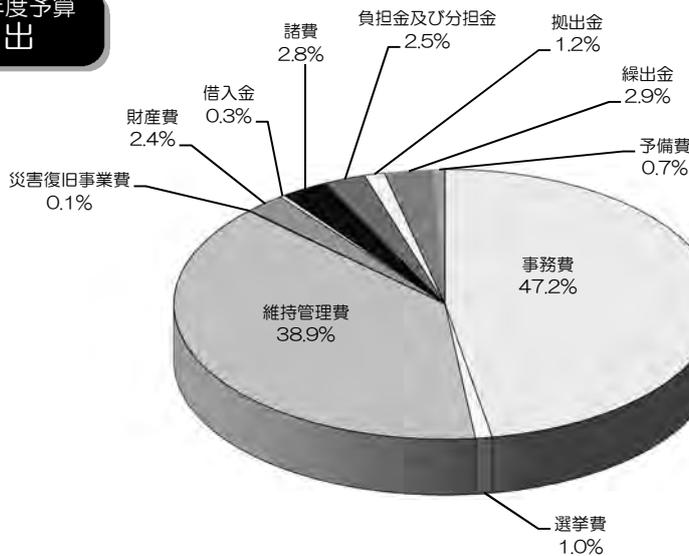
【一般会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 組 合 費	298,680,000	1. 事 務 費	320,301,000
2. 財 産 収 入	1,102,000	2. 選 挙 費	7,301,000
3. 使 用 料	50,660,000	3. 維 持 管 理 費	264,212,000
4. 補 助 金	96,326,000	4. 災 害 復 旧 事 業 費	301,000
5. 交 付 金	47,700,000	5. 財 産 費	16,322,000
6. 寄 付 金	1,000	6. 借 入 金	2,011,000
7. 雑 収 入	9,326,000	7. 諸 費	18,884,000
8. 借 入 金	1,000	8. 負 担 金 及 び 分 担 金	16,618,000
9. 繰 越 金	12,000,000	9. 抛 出 金	8,340,000
10. 繰 入 金	163,494,000	10. 繰 出 金	20,000,000
		11. 予 備 費	5,000,000
合 計	679,290,000	合 計	679,290,000

平成28年度予算
収 入



平成28年度予算
支 出



【決済金特別会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 決 済 金	132,912,000	1. 積 立 基 金	127,989,000
2. 積 立 基 金 収 入	5,355,000	2. 諸 費	10,278,000
3. 繰 入 金	154,804,000	3. 繰 出 金	154,804,000
合 計	293,071,000	合 計	293,071,000

【職員退職給与特別会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 繰 入 金	20,000,000	1. 退 職 手 当 金	356,314,000
2. 積 立 基 金 収 入	1,760,000	2. 諸 費	426,000
3. 繰 越 金	334,980,000		
合 計	356,740,000	合 計	356,740,000

【発電事業特別会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 売 電 収 入	1,500,000	1. 繰 出 金	1,500,000
合 計	1,500,000	合 計	1,500,000

◎財務状況の公表

平成26年度宮田用水土地改良区各会計決算及び財産目録は、平成27年10月7日開催の臨時総代会において承認されました。

本誌に掲載することにより、宮田用水土地改良区規約第47条に規定する財務状況の公表といたします。

●平成26年度決算（平成27年10月7日 臨時総代会で承認）

【一般会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 組 合 費	297,135,700	1. 事 務 費	311,226,847
2. 財 産 収 入	1,064,665	2. 選 挙 費	0
3. 使 用 料	49,819,949	3. 維 持 管 理 費	202,282,321
4. 補 助 金	46,030,866	4. 災 害 復 旧 事 業 費	62,242
5. 交 付 金	45,900,000	5. 財 産 費	14,641,371
6. 寄 付 金	0	6. 借 入 金	2,008,640
7. 負 担 金	4,482,700	7. 諸 費	20,292,204
8. 雑 収 入	6,423,112	8. 負 担 金 及 び 分 担 金	11,959,808
9. 借 入 金	0	9. 抛 出 金	14,700,000
10. 繰 越 金	25,588,224	10. 繰 出 金	20,000,000
11. 繰 入 金	136,270,921	11. 予 備 費	0
合 計	612,716,137	合 計	597,173,433

※収入、支出差引残金 15,542,704円は、平成27年度へ繰越

【決済金特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 決 済 金	165,283,000	1. 積 立 基 金	133,145,000
2. 積 立 基 金 収 入	7,012,631	2. 諸 費	1,369,616
3. 繰 入 金	130,099,000	3. 繰 出 金	130,099,000
合 計	302,394,631	合 計	264,613,616

※収入、支出差引残金 37,781,015円は、事業費積立基金（維持管理補償費）として預金

【職員退職給与特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 繰 入 金	20,000,000	1. 退 職 手 当 金	0
2. 積 立 基 金 収 入	1,460,000		
3. 繰 越 金	319,229,589		
合 計	340,689,589	合 計	0

※収入、支出差引残金 340,689,589円は、平成27年度へ繰越

【発電事業特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 売 電 収 入	1,334,443	1. 繰 出 金	1,334,443
合 計	1,334,443	合 計	1,334,443

●平成26年度財産目録 (平成27年5月31日 調製)

資 産		負 債	
摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
1. 流 動 資 産	3,270,957,824	1. 長 期 負 債	12,000,000
2. 固 定 資 産	655,688,834	2. 短 期 負 債	3,152,420,006
資 産 合 計	3,926,646,658	負 債 合 計	3,164,420,006



〔決算監査 書類検査〕



〔決算監査 現地検査〕

監 査 結 果 報 告

宮田用水土地改良区の平成26年度決算監査として、平成27年7月24日に、業務、会計及び財産の状況について監査をした結果、適正なものと認められるので、定款第21条第1項の規定に基づき報告する。

平成27年7月24日

総括監事 川 井 貞 二
 監 事 鈴 木 純
 監 事 山 中 義 一
 監 事 木 村 鈞 鑛
 監 事 角 田 嘉 鑛

◎平成28年度賦課金・決済金について

平成28年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

(1,000m²当たり)

賦 課 金	5,240 円
決 済 金	332,280 円

●賦課金がかかります

- 用水利用の有無に関わらず区域内農地（登記・田）に賦課金がかかります。
- 農地を異動し、旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第42条）が生じますので、納め忘れがないようご注意ください。
- 賦課基準は**毎年4月1日現在の土地を対象**に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご連絡下さい。
- 土地区画整理事業施行中は農地(田)として利用されていなくても賦課金がかかります。事業中の転用(埋立含む)をされる場合は、決済の手続きをされないとそのまま賦課金の対象となります。

●組合員の資格取得・喪失の届出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっておりますから、当改良区の徴収課、又は、市町農業委員会及び市町担当課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地（田）の喪失又は取得した場合（農地(田)の異動、売却、譲与等）
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

●農地（田）に異動があったときは、当改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出（所有権、耕作権の設定）済、或いは登記の完了により改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他の人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

●決済金とは

今後の維持管理費については区域内農地が減少しても、用水路及び樋管等の維持管理費は減少しませんので残存農地が負担過重とならないよう農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。

●農地転用、地区除外申請等に伴う決済金について

- 田を宅地、その他に転用される場合、又は畑に変換される場合には、決済金（維持管理補償費）が賦課されます。
- 公共事業（道路、学校用地、公園、河川、水路等）用地として転用される農地（田）についても決済金が賦課されます。

便利な口座振替をご利用下さい

1. 宮田用水が徴収事務を行っている以下の地区については、口座振替がご利用できます。
一宮市・稲沢市・愛西市（旧佐織町）・蟹江町・北名古屋市（旧西春町）
名古屋市（港区・中川区・西区）
2. 口座振替のお申し込みについては、口座振替依頼書に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑（届出印）をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。口座振替依頼書は宮田用水及び愛知西農業協同組合本支店、なごや農業協同組合本支店、またゆうちょ銀行専用の自動払込利用申込書は宮田用水及び郵便局に用意してあります。
3. 口座振替のできる取扱金融機関は次のとおりとなっております。
愛知県内の農業協同組合・三菱東京UFJ銀行・大垣共立銀行・尾西信用金庫・ゆうちょ銀行

※賦課金等についてのお問い合わせは直接宮田用水徴収課までお願いします。

◆ 本人確認のお願い

- 個人情報保護規程により、窓口で本人確認をする場合がございます。お手数ではございますが、ご理解ご協力をお願い致します。

●津島市に賦課地（田）のある組合員さんへ

- 昨年度まで津島市役所神守支所にてお願いしておりました賦課事務につきましては、今年度より当改良区へ移管となりましたので、賦課金等についてのお問い合わせは、直接当改良区徴収課へお願い致します。

●津島市地域の農地転用事務窓口が変更になります。

- 昨年度まで津島市役所神守支所にてお願いしておりました農地転用事務につきましては、今年度より当改良区へ移管となりましたので、直接当改良区徴収課へお願い致します。
- 決済金の納付が、津島市役所・津島市役所内の会計（金融機関含む）では、納付できなくなりました。お手数ですが、お近くの三菱東京UFJ銀行にて納付して下さいますようお願い致します。

宮田用水ホームページより、各種申請書がダウンロードできますので、ご利用下さい。

URLはこちら

<http://www.miyatayousui.or.jp/html/download.html>

平成28年度宮田用水取水計画表

(単位：m³/秒)

期 別	宮 田 元 杣	大江幹線水路	奥村幹線水路	新般若幹線水路
4/6 ~ 4/20	6. 48	4. 66	0. 65	1. 17
4/21 ~ 5/25	20. 81	14. 00	3. 31	3. 50
5/26 ~ 6/25	25. 66	15. 73	4. 54	5. 39
6/26 ~ 10/15	26. 82	16. 43	4. 75	5. 64

※ 下記緊急時の場合は、犬山頭首工において取入水門の全閉処理を行うため、通水をストップすることがありますので、ご承知おき下さい。

- ①地震発生の際、震度5以上の場合
- ②NTT回線が寸断された場合
- ③木曾川増水時、洪水量が3,000m³/秒を超えた場合

お 願 い ！

- 1. 地域みんなの水です。排水路等に無効放流のないようバルブ操作をお願いします。**
- 2. 番水制によるかんがい地区は時間割表に基づき引水し、持ち時間終了後は必ず止水して下さい。**
- 3. 水路にゴミを捨てない。また、捨てる人を見かけたら注意をお願いします。**

～事務局長退任ご挨拶～

本年3月31日をもって宮田用水土地改良区事務局長を最後に退職いたしました。在職中は公私にわたり温かいご指導と格別なご厚情をいただき、大過なく今日を迎えることが出来ました。心から感謝し厚く御礼申し上げます。

末筆ながら組合員皆様方のご健勝と宮田用水土地改良区の益々のご発展を祈念いたしましてご挨拶と致します。

吉 川 勝 博

～事務局長就任ご挨拶～

このたび4月1日付けをもって宮田用水土地改良区事務局長を拝命いたしました。もとより微力ではございますが、土地改良事業に最善の努力をいたしたいと決意しております。

何卒、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

寺 西 清 彦

お く や み

総代 今枝 桂氏が去る平成27年5月11日にご逝去されました。

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

◎今年は総代選挙の年です

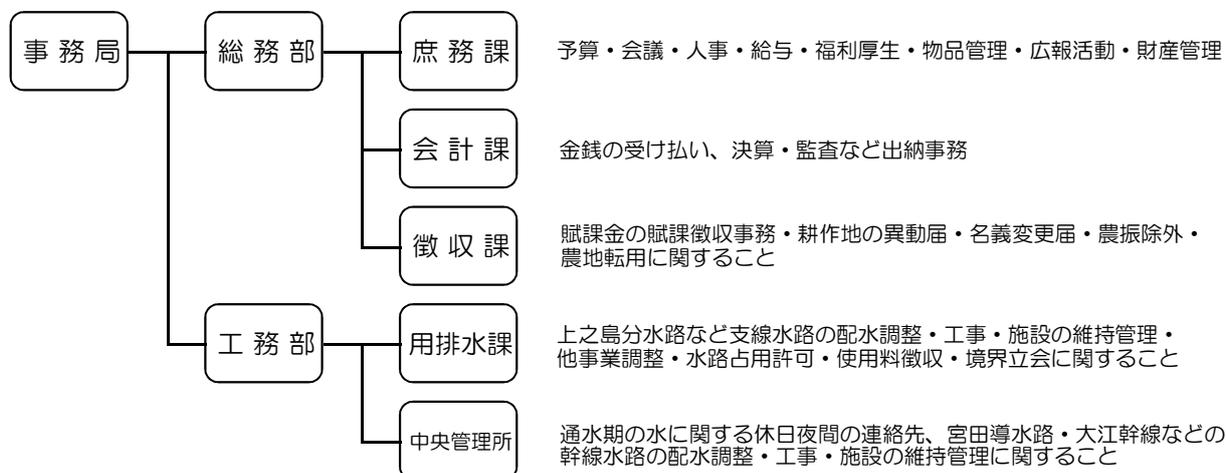
総代とは、土地改良区をどんな方法で管理運営するのかを決定する組合員の代表です。総代の選挙については、土地改良法施行令第6条第1項の規定により、任期満了（平成28年8月9日）の日前30日以内に行わなければならないことになっており、愛知県選挙管理委員会の管理のもとに執行されます。

総代に立候補できる人は、年齢25歳以上の組合員（成年被後見人又は被保佐人及び禁固以上の刑に処されて執行中の者を除く）となっております。投票できる人は土地改良区で調整した選挙人名簿に登録されている組合員（登録基準日平成28年6月20日）になります。

選挙区及び各選挙区域において選挙すべき定数は次のとおりです。

選挙区名	選挙区域	総代数	選挙区名	選挙区域	総代数
第 1 区	一宮市（旧一宮市）	2人	第 15 区	稲沢市（千代田）	3人
第 2 区	一宮市（西成、千秋、丹陽）	5人	第 16 区	稲沢市（大里）	3人
第 3 区	一宮市（葉栗、浅井、北方）	4人	第 17 区	稲沢市祖父江町	5人
第 4 区	一宮市（大和）	3人	第 18 区	稲沢市平和町	3人
第 5 区	一宮市（奥町、今伊勢）	2人	第 19 区	津島市	4人
第 6 区	一宮市（萩原）	3人	第 20 区	あま市（旧七宝町）	3人
第 7 区	一宮市木曾川町	2人	第 21 区	あま市（旧基目寺町）	3人
第 8 区	一宮市（起、開明）	3人	第 22 区	あま市（旧美和町）	3人
第 9 区	一宮市（朝日）	3人	第 23 区	蟹江町	2人
第 10 区	清須市（旧清洲町）	2人	第 24 区	大治町	2人
第 11 区	清須市（旧春日町）、名古屋市中区	1人	第 25 区	愛西市	1人
第 12 区	清須市（旧新川町）、名古屋市中区	2人	第 26 区	名古屋市中区	5人
第 13 区	稲沢市（旧稲沢町）	4人	第 27 区	名古屋市中川区	4人
第 14 区	稲沢市（明治）	3人	計		80人

◇事務局機構図◇



◆**県営事業実施状況**◆

宮田用水土地改良区管内で実施されている県営事業は下記のとおりであります。今後も早期完成をめざし、積極的に事業推進に努めてまいりますので、関係機関並びに関係地域のご理解とご協力をお願い申し上げます。

進捗状況

地 区 名	総事業費 千円	総事業量 m	H27年度迄の 事業費 千円	H27年度迄の 事業量 m	H28年度 事業費 千円	H28年度予定 事業量 m	進捗率 %	着工 年度
用排水施設整備事業 萱津井筋長牧地区	1,942,000	2,247.7	1,521,044	2,105.1	56,386	75.0 排水機場3箇所 の一部	78.3	H21
水環境整備事業 萱津地地区	350,000	利用保全施設等 一式	129,999	利用保全施設等 一式	16,000	利用保全施設等 一式	37.1	H25
水環境整備事業 砂子地地区	231,000	利用保全施設等 一式	29,999	利用保全施設等 一式	16,000	利用保全施設等 一式	13.0	H27
地盤沈下対策事業 日光川土吐川分水地区	259,000	1,340.0	—	—	10,000	実施設計一式	—	H28
土地改良施設耐震対策事業 海部5期地区（うち法立西 井筋地区調査設計）	10,000	計画調査一式	—	—	10,000	計画調査一式	—	H28
地盤沈下対策事業 小池用水地区	2,906,800	5,118.0	2,862,161	5,101.4	35,000	分水工1箇所	99.7	H11
水環境整備事業 大江川4期地区	654,900	利用保全施設等 一式	83,643	利用保全施設等 一式	16,000	利用保全施設等 一式	12.8	H25
水環境整備事業 宮田導水路1期地区	224,700	利用保全施設等 一式	131,147	利用保全施設等 一式	16,000	利用保全施設等 一式	58.4	H24
水環境整備事業 宮田導水路2期地区	596,200	利用保全施設等 一式	18,036	利用保全施設等 一式	16,000	利用保全施設等 一式	3.0	H26
国営附帯県営農地防災 事業大江川上流2期地区	1,242,000	4,500.0	1,159,127	4,461.3	35,500	17.8	93.3	H21
土地改良施設耐震対策 事業一宮5期地区（うち 大塚井筋地区計画調査）	17,000	計画策定一式	—	—	17,000	計画策定一式	—	H28
土地改良施設耐震対策 事業一宮5期地区（うち 光堂地区計画調査）	5,000	計画策定一式	—	—	5,000	計画策定一式	—	H28
土地改良施設耐震対策 事業一宮5期地区（うち 奥村井筋地区計画調査）	10,000	計画策定一式	—	—	10,000	計画策定一式	—	H28

事業施工状況

水環境整備事業 宮田導水路1期地区（江南市宮田町地内）



宮田導水路（改修前）



宮田導水路（改修後）